

各 位

2022年5月13日

会 社 名 阪急阪神ホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 杉山 健博

(コード番号 9042 東証プライム)

問合せ先 グループ経営企画室 広報部長 辰馬秀彦

(TEL. 06-6373-5092)

株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち会長及び社長の職にある者並びに当社子会社である阪急電鉄㈱、阪神電気鉄道㈱及び阪急阪神不動産㈱(以下、当社とあわせて「対象会社」という。)の常勤の取締役及び執行役員等(国内非居住者等を除く。以下、当社の対象者とあわせて「対象取締役等」という。)に対して、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP信託」という。)と称される仕組みを利用した株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。今般、当社は、当社における本制度の対象者を、当社の代表取締役に変更する等の一部改定に関する議

今般、当社は、当社における本制度の対象者を、当社の代表取締役に変更する等の一部改定に関する議案を本年6月15日開催予定の当社第184回定時株主総会(以下「本定時株主総会」という。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社における本制度の一部改定について

企業価値及び業績の向上に対する意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上に対するインセンティブを働かせることを目的として、本定時株主総会における承認を得ることを条件として、以下の点について、当社における本制度を改定いたします。

- (1) 当社における本制度の対象者
 - (改定前)取締役(監査等委員である取締役を除く。)のうち会長及び社長の職にある者 (改定後)代表取締役
- (2) 当社が信託に拠出する金員の上限
 - (改定前)連続する3事業年度(以下「対象期間」という。)を対象として合計 480 百万円(1事業年度当たり160 百万円)。
 - (改定後) 対象期間を対象として合計 1,320 百万円 (1事業年度当たり 440 百万円)。なお、2021年3月31日に終了する事業年度から 2023年3月31日に終了する3事業年度については、上限額 480 百万円 (1事業年度当たりの上限額 160 百万円)としておりましたが、今回の改定により、2023年3月31日に終了する事業年度(1事業年度)の上限額は 440百万円となります。

- (3) 当社の代表取締役に交付等される当社株式等(下記2において定義する。)の上限
 - (改定前) 対象期間を対象として 12 万ポイント (12 万株相当)、1 事業年度当たりの平均は4万ポイント (4 万株相当)。
 - (改定後) 対象期間を対象として 24 万ポイント (24 万株相当)、1 事業年度当たりの平均は8万ポイント (8 万株相当)。なお、2021 年 3 月 31 日に終了する事業年度から 2023 年 3 月 31 日に終了する3 事業年度については、上限 12 万ポイント (1 事業年度当たりの平均は4 万ポイント)としておりましたが、今回の改定により、2023 年 3 月 31 日に終了する事業年度 (1 事業年度)の上限は8 万ポイントとなります。

2. 本制度の概要について

本制度において採用するBIP信託とは、一定の受益者要件を満たした対象取締役等に対し、役位等に応じて対象会社の株式交付規程に基づきポイントを付与し、退任時に、累積ポイントに応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭(「当社株式等」という。)を交付及び給付(「交付等」という。)する制度です。

【信託契約の内容】

①信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

②信託の目的 対象取締役等に対するインセンティブの付与

③委託者 当社

④受託者 三菱UF J 信託銀行株式会社

(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

⑤受益者 対象取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者等

⑥信託管理人 当社と利害関係のない第三者(公認会計士)

(7)信託契約日 2020 年 8 月 17 日付で延長

(8)信託の期間 2020年9月1日~2023年8月31日まで延長

(当初信託期間 2017 年 5 月 17 日~2020 年 8 月 31 日)

⑨制度開始日 2017年5月17日(当社における本制度の施行は2019年9月1日)

⑩議決権行使 行使しないものとします。

⑪取得株式の種類 当社普通株式

⑫信託に拠出する金員の 2,300 百万円 (うち当社分の上限額 760 百万円)

上限額 ※信託報酬及び信託費用を含む。

③帰属権利者 当社

④残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資

金を控除した信託費用準備金相当の範囲内とします。

以上